

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県企業局管理規程第 1 号

鳥取県企業局組織規程等の一部を改正する規程

(鳥取県企業局組織規程の一部改正)

第 1 条 鳥取県企業局組織規程(平成 5 年鳥取県企業管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| (内部組織の設置)<br>第10条 次の表の左欄に掲げる所に、内部組織として同表の右欄に掲げる担当を置く。 | (内部組織の設置)<br>第10条 次の表の左欄に掲げる所に、内部組織として同表の右欄に掲げる担当を置く。 |
| 鳥取県企業局東部事務所 <u>設備・運転担当、土木施設担当</u>                     | 鳥取県企業局東部事務所 <u>設備・運転担当、設備担当、運転担当、土木施設担当</u>           |
| 鳥取県企業局西部事務所 <u>営業担当、施設担当、管理担当</u>                     | 鳥取県企業局西部事務所 <u>営業・総務担当、施設担当、管理担当</u>                  |

第 2 条 鳥取県企業局組織規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| (課及び <u>担当</u> の設置)<br>第 4 条 本局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課にそれぞれ同表の右欄に掲げる担当を置く。 | (課及び <u>係等</u> の設置)<br>第 4 条 本局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課にそれぞれ同表の右欄に掲げる <u>係及び担当</u> (以下「 <u>係等</u> 」という。)を置く。 |
| 経営企画課 <u>企画総務担当、営業誘致担当</u>   | 経営企画課 <u>総務係、経営企画担当</u>   |
| 工務課 <u>電気担当、施設担当</u>   | 工務課 <u>電気係、施設係</u>  |

|  |                          |                          |             |                   |   |             |             |             |         |
|--|--------------------------|--------------------------|-------------|-------------------|---|-------------|-------------|-------------|---------|
| <p>(担当の分掌事務)</p> <p>第6条 <u>担当</u>の分掌事務は、課の長が定める。</p> <p>2 課の長は、<u>担当</u>の分掌事務を定め、又は変更したときは、局の長に報告しなければならない。</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(事務分担)</p> <p>第8条 <u>担当</u>に属する職員の分担事務は、課の長が定める。</p> <p>2 略</p> <p>(内部組織の設置)</p> <p>第10条 次の表の左欄に掲げる所に、<u>内部組織</u>として同表の右欄に掲げる<u>担当</u>を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">鳥取県企業局東部事務所</td> <td>設備・運転担当、設備担当、運転担当、土木施設担当</td> </tr> <tr> <td>鳥取県企業局西部事務所</td> <td>営業・総務担当、施設担当、管理担当</td> </tr> </table> <p>(担当の分掌事務)</p> <p>第12条 <u>担当</u>の分掌事務は、所の長が定める。</p> <p>2 所の長は、<u>担当</u>の分掌事務を定め、又は変更したときは、局の長に報告しなければならない。</p> <p>(職制)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> | 鳥取県企業局東部事務所              | 設備・運転担当、設備担当、運転担当、土木施設担当 | 鳥取県企業局西部事務所 | 営業・総務担当、施設担当、管理担当 | <p>(係等の分掌事務)</p> <p>第6条 <u>係等</u>の分掌事務は、課の長が定める。</p> <p>2 課の長は、<u>係等</u>の分掌事務を定め、又は変更したときは、局の長に報告しなければならない。</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>係</u>にその長を置き、所定の職員を配置する。</p> <p>4 略</p> <p>(事務分担)</p> <p>第8条 <u>係等</u>に属する職員の分担事務は、課の長が定める。</p> <p>2 略</p> <p>(係の設置)</p> <p>第10条 次の表の左欄に掲げる所に、<u>それぞれ</u>同表の右欄に掲げる<u>係</u>を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">鳥取県企業局東部事務所</td> <td>管理係、施設係、運転係</td> </tr> <tr> <td>鳥取県企業局西部事務所</td> <td>施設係、管理係</td> </tr> </table> <p>(係の分掌事務)</p> <p>第12条 <u>係</u>の分掌事務は、所の長が定める。</p> <p>2 所の長は、<u>係</u>の分掌事務を定め、又は変更したときは、局の長に報告しなければならない。</p> <p>(職制)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>係</u>にその長を置き、所定の職員を配置する。</p> | 鳥取県企業局東部事務所 | 管理係、施設係、運転係 | 鳥取県企業局西部事務所 | 施設係、管理係 |
| 鳥取県企業局東部事務所  | 設備・運転担当、設備担当、運転担当、土木施設担当 |                          |             |                   |   |             |             |             |         |
| 鳥取県企業局西部事務所  | 営業・総務担当、施設担当、管理担当        |                          |             |                   |   |             |             |             |         |
| 鳥取県企業局東部事務所  | 管理係、施設係、運転係              |                          |             |                   |   |             |             |             |         |
| 鳥取県企業局西部事務所  | 施設係、管理係                  |                          |             |                   |   |             |             |             |         |

(鳥取県企業局財務規程の一部改正)

第3条 鳥取県企業局財務規程(昭和38年鳥取県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

|     |     |
|-----|-----|
| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|

|  |   |
|--|---|
| <p>(企業出納員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 事務所の出納員は、会計事務を分掌する次長、<u>主幹</u>又は<u>副主幹</u>をもってこれに充てる。</p> <p>(賠償責任を有する職員の指定)</p> <p>第66条の2 法第34条の規定において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与した課長、課長補佐、<u>副主幹</u>及びこれらの職員の職と同等の職にある職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 支出の事務又は支払の事務に直接関与した<u>副主幹</u>その他の経理担当職員、出納員及び資金の前渡を受けた者の補助職員</p> <p>(4) 略</p> | <p>(企業出納員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 事務所の出納員は、会計事務を分掌する次長又は<u>係長</u>をもってこれに充てる。</p> <p>(賠償責任を有する職員の指定)</p> <p>第66条の2 法第34条の規定において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 支出負担行為又は支出命令の事務に直接関与した課長、課長補佐、<u>係長</u>及びこれらの職員の職と同等の職にある職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 支出の事務又は支払の事務に直接関与した<u>係長</u>その他の経理担当職員、出納員及び資金の前渡を受けた者の補助職員</p> <p>(4) 略</p> |
|--|---|

(鳥取県企業局事務決裁規程の一部改正)

第4条 鳥取県企業局事務決裁規程(平成5年鳥取県企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改正後  |       |   | 改正前    |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |                            |   |  |  |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |   |
|--|-------|---|--------|-------|-------|---|--|--|----|------|-------------|------------|----|----------------------------|---|--|--|--------|-------|-------|---|--|--|----|------|-------------|------------|----|---|
| <p>(代決)</p> <p>第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>正当決裁権者</th> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>課長補佐</td> <td><u>主務主幹</u></td> </tr> <tr> <td>次長を置く事務所の長</td> <td>次長</td> <td><u>事務所の長があらかじめ定める上席の職員</u></td> </tr> </tbody> </table> |       |   | 正当決裁権者 | 第1順位者 | 第2順位者 | 略 |  |  | 課長 | 課長補佐 | <u>主務主幹</u> | 次長を置く事務所の長 | 次長 | <u>事務所の長があらかじめ定める上席の職員</u> | <p>(代決)</p> <p>第8条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>正当決裁権者</th> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>課長補佐</td> <td><u>主務係長</u></td> </tr> <tr> <td>次長を置く事務所の長</td> <td>次長</td> <td><u>主務係長(係を置かない事務所にあつては、その長があらかじめ定める上席の職員)</u></td> </tr> </tbody> </table> |  |  | 正当決裁権者 | 第1順位者 | 第2順位者 | 略 |  |  | 課長 | 課長補佐 | <u>主務係長</u> | 次長を置く事務所の長 | 次長 | <u>主務係長(係を置かない事務所にあつては、その長があらかじめ定める上席の職員)</u> |
| 正当決裁権者   | 第1順位者 | 第2順位者   |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |                            |   |  |  |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |   |
| 略  |       |   |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |                            |   |  |  |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |   |
| 課長   | 課長補佐  | <u>主務主幹</u>                                   |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |                            |   |  |  |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |   |
| 次長を置く事務所の長   | 次長    | <u>事務所の長があらかじめ定める上席の職員</u>                    |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |                            |   |  |  |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |   |
| 正当決裁権者   | 第1順位者 | 第2順位者   |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |                            |   |  |  |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |   |
| 略  |       |   |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |                            |   |  |  |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |   |
| 課長   | 課長補佐  | <u>主務係長</u>                                   |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |                            |   |  |  |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |   |
| 次長を置く事務所の長   | 次長    | <u>主務係長(係を置かない事務所にあつては、その長があらかじめ定める上席の職員)</u> |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |                            |   |  |  |        |       |       |   |  |  |    |      |             |            |    |   |

|              |  |                      |              |             |  |
|--------------|--|----------------------|--------------|-------------|--|
| 次長を置かない事務所の長 | <u>事務所の長があら</u><br><u>かじめ定める</u><br><u>上席の職員</u> | 事務所の長があら<br>かじめ定める職員 | 次長を置かない事務所の長 | <u>主務係長</u> | 事務所の長があら<br>かじめ定める <u>上席</u><br><u>の職員</u> |
| 2 略          |  |                      | 2 略          |             |  |

(鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部改正)

第5条 鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程(平成19年鳥取県企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 鳥取県企業局に勤務する職員(臨時及び非常勤の職員を除く。)の職は、局長、次長、課長、所長、参事、課長補佐、主幹、副主幹、主事、土木技師、電気技師、現業職長及び管理技術員とする。 | 鳥取県企業局に勤務する職員(臨時及び非常勤の職員を除く。)の職は、局長、次長、課長、所長、参事、課長補佐、主幹、 <u>係長</u> 、副主幹、主事、土木技師、電気技師、現業職長及び管理技術員とする。 |

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条から第5条までの規定は、公布の日から施行する。